

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

九度山町に被害を及ぼす地震として、次の3つの地震が想定されている。

東海・東南海・南海3連動地震

南海トラフ沿いの3つの領域(東海・東南海・南海)を震源とする地震

南海トラフ巨大地震

3連動地震よりさらに広域で地震が連動した場合の最大クラスの地震

中央構造線直下型地震

和歌山県北部に横断する中央構造線断層帯が引き起こす直下型の地震

これらの地震の町内で想定される震度は、「東海・東南海・南海3連動地震」で5強、「南海トラフ巨大地震」で震度6弱、「中央構造線による地震」で震度6弱～震度6強と、いずれも非常に高い数字となっている。

建物被害では、町内には約2,500棟の建物があるが、「東海・東南海・南海3連動地震」では約5棟、「南海トラフ巨大地震」では約70棟の建物が地震の揺れ等(液状化、震動、斜面崩壊)により全壊すると想定されている。また、「中央構造線による地震」では、400棟以上が全壊や焼失するとされている。

地震の発生頻度においては、「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線直下型地震」は低いですが、「東海・東南海・南海3連動地震」にいたっては、今後30年間で70%～80%以上の確率で発生すると言われている。

(洪水)

本町には、紀の川・丹生川・不動谷川という3本の河川を有しているが、河川沿いに集落が形成されていることが多いため、台風や集中豪雨による浸水被害が予想されている。また、河川から離れた地域においても、避難情報が迅速に伝わらなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こると、逃げ遅れてしまう懸念がある。

この他、農業用ため池もそのほとんどが築造年が古く、年々老朽化の傾向にあり、農業の兼業化の進展により管理体制が弱体化してきていることから、危険にさらされているため池が多い。

(土砂災害)

九度山町は、総面積の約75%が森林であり、険しい急傾斜地が多いため、土砂災害の危険箇所が多い。近年、多発する台風や集中豪雨により、がけ崩れ等の土砂災害も毎年のように発生しており、今後も甚大な人的被害、物的被害が発生するおそれがある。

(その他)

町内の丹生川及び紀の川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和28年の大雨においては、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この大水害により、本町では5名の死者を含む人的被害に加え、住家被害が2千件を超えた。

また、近年は、異常気象等に伴う台風や集中豪雨が多発しており、洪水や土砂災害だけでなく、道路の決壊や長期の停電等により、多くの住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1 3 9 人
- ・ 小規模事業者数 1 2 8 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	2 4	2 3	町内に広く分散している
	製造業	1 2	1 0	〃
	卸小売業	4 0	3 7	〃
	飲食業・宿泊業	1 7	1 5	〃
	サービス業	2 4	2 4	〃
	その他	2 2	1 9	〃

(3) これまでの取組

当町の取組

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	H9.3 R4.3改訂	昨今の災害状況を踏まえ、R4.3に抜本的な改訂を行う。
防災マップの改訂	R4.3	町内全世帯に配布。WEB 版防災マップも併せて更新
業務継続計画の策定	R5.3	災害時に優先すべき業務、継続すべき業務等を定めた計画
受援計画の策定	R5.3	災害時における外部からの人的・物的応援の受入れに関する計画。
町総合防災訓練の実施	H27.2.14	町、伊都消防、橋本警察、自衛隊、自主防災組織が参加
防災・防火訓練の実施	H27～	自主防災組織、各種団体、自治会等を対象に随時実施
防災備蓄品の点検・説明	H27～	自主防災組織、各種団体、自治会等を対象に随時実施
防災学習会の実施	H27～	小・中学校、介護サロン、自治会、自主防災組織等を対象に開催（不定期に開催【2ヶ月1回程度】）
防災用河川ライブカメラの整備	H27 R6 更新	町内 5 箇所にカメラを設置し、河川の水位状況を町 HP で情報提供 R6 年度に機器更新
防災行政無線のデジタル化	R2～R6	H9 年に整備した同報系防災行政無線（アナログ）をデジタル化に更新。デジタル化により、放送内容が登録制メール、町公式 LINE、電話応答サービス、町 HP でも確認可能となる。
避難施設の整備	R2～	上古沢コミュニティ消防センター（R3.9 完成）及び中古沢コミュニティ消防センター（R6.2 完成）を整備

防災備品の備蓄	R6.10現在	防災拠点施設 16 施設に、下記備品を 配備 備蓄食料 ・主食（3,700 食） ・副食（3,400 食） ・汁物（2,500 食） ・水（500ml 換算：4,600 本） 常用毛布（4,350 枚） 防災資機材【約 30 品目】
防災協定の締結	R6.10 現在	民間事業者や団体、他市町村など、31 団体と防災に関する協定を締結

当会の取組

項目	年月	備考
商工会自主防災組織の立ち上げ	H16.7.22	防災組織規程の制定
防災講習会開催(県政おはなし講座)	H16.11.26	講師:県防災対策課中林班長
防災講演会開催 「大地震!その時どうする」並びに 防災用品展示紹介	H17.9.16	講師:防災システム研究所 所長 山村武彦 氏
防災講演会開催 「地域社会の災害危機管理論」	H24.11.4	講師:中田 敬司 氏 神戸学院大学教授
防災講習会 「現場体験から語る 本当に使える防災知識とは」	R2.10.13	講師:野村功次郎 氏
防災講習会 「異常気象から身を守るための備えとは」	R3.11.22	講師:正木 明 氏
防災講習会 「天気予報の活用と気象災害の備え」	R4.9.10	講師:蓬莱 大介 氏

2 課題

- ・緊急時の取組にかかる九度山町と九度山町商工会との協力体制は確認したものの、マニュアルの整備に至っていない。
- ・九度山町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。

3 目標

○成果目標

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	3	3	3	3	3	15
啓発者数(計画策定、災害リスク周知)	190	190	190	190	190	950
フォローアップ事業者数	3	6	9	12	15	15
事業者数(経済センサス)	139					

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	防災学習会の開催	年 1 回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年 4 事業者
情報連絡体制の整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と当町の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年 1 回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	当会と当町の担当者会議を開催	年 1 回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	損保会社や火災共済等と共同で巡回指導(OJT)	年 1 2 回 延 2 4 件

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、町作成のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年11月6日作成済。

関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・九度山町産業振興課・地域防災課と九度山町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて、訓練を実施する。）

災害時協定の締結

- ・災害時協定として、災害時における応急生活物資の調達に関する協定を整備し、九度山町と協定を交わす。（令和6年12月）

（２）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

応急対策の実施可否の確認

発災後、早期に町、商工会職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

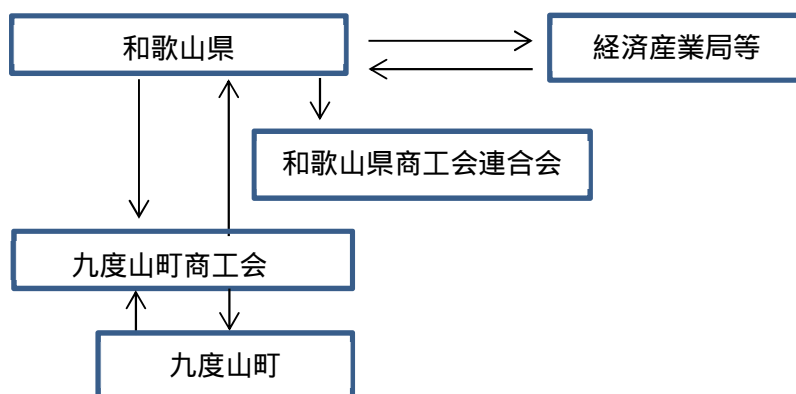
なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	随時共有する

発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び連絡系統を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

地区内小規模事業者に対する復興支援

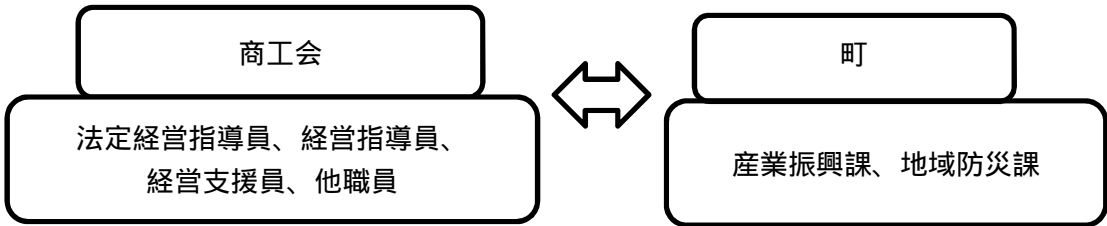
- ・ 町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

その他

- ・ 本計画は、九度山町商工会及び町のホームページ及び広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 榎本 真治(連絡先は下記3(1)参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(年1回以上)	
3 商工会、関係市町村連絡先	
(1) 商工会 九度山町商工会 〒648-0101 和歌山県伊都郡九度山町九度山1186番地 TEL: 0736-54-4268 / FAX: 0736-54-4278 E-mail: info-kudoyama@w-shokokai.or.jp	
(2) 関係市町村 九度山町産業振興課 〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190番地 TEL: 0736-54-2019 / FAX: 0736-54-2022 E-mail: sanshin@town.kudoyama.lg.jp 九度山町地域防災課 〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190番地 TEL: 0736-54-2019 / FAX: 0736-54-2022 E-mail: bosai@town.kudoyama.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

[illegible]

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、九度山町商工会補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。